

下水道排水設備工事責任技術者証『再交付申請』の手続方法

手続きが必要な方

公益財団法人山梨県下水道公社に登録されている責任技術者で、責任技術者証をき損または紛失した方

手続きの方法

以下に記載の再交付手数料を金融機関に振り込み、手続きに必要な書類を、公益財団法人山梨県下水道公社まで届けてください。

■再交付手数料の振込方法

○再交付手数料

3,000円です。(振込手数料が別途必要になります)

○再交付手数料の振込先

【振込先】山梨中央銀行 富士見支店 普通預金 口座番号 26011

【受取人】公益財団法人山梨県下水道公社試験口

【備考】再交付手数料(備考欄がある場合)

○振り込みに際しての注意事項等

振込手数料は、ご本人の負担となります。

依頼人は、ご本人の氏名にしてください。(会社名等を追記していただいても結構です。)

振込手段は、銀行窓口、ATMのどちらでも結構です。

振込用紙は、下水道公社にて用意しておりますので、必要な方は、次頁の届け出先担当者までご連絡ください。ただし、郵送はいたしませんので、下水道公社まで取りに来ていただくか、FAXでの送付となります。

■手続きに必要な書類

①責任技術者証再交付申請書(1部)

指定の様式(様式第8号)に「年月日」(届け出の日)、「登録番号」(責任技術者証に記載の登録番号)、「氏名」など全ての項目を記入し、捺印してください。なお、「再交付申請理由」は、『紛失』など簡潔に記入してください。(様式は3ページ目のものです。)

②本人の写真(1枚)

縦3cm×横2.5cm、届出日3箇月以内に撮影した無背景、正面、上三分身(おおむね胸から上)、脱帽で鮮明かつ人物が写真面に十分な大きさで写っているものとします。なお、カラー、白黒は問いません。デジタルカメラ撮影によるものは、証明写真専用撮影機と同等品質に限ります。

③再交付手数料の払い込みを証する書類 または その写し(1部)

金融機関の振込金受取書などです。責任技術者証再交付申請書に貼り付けてください。

④住民票の写し または 戸籍抄本(1部)

住所や氏名が変わっている方のみ必要となります。

住所変更の場合は「住民票の写し」、氏名変更の場合は「戸籍抄本」が必要となります。なお、住民票の写しは、個人番号が記載されていないものに限りません。

(次頁に続く)

⑤返送用の封筒 及び 郵便切手512円分(1式)

郵送で届け出を行う方のみ必要となります。

返送用の封筒にご本人宛の住所などを記載し、512円分（書留郵便料金）の郵便切手を貼り付けてください。

■届け出の方法

○持参する場合(交付時間 約30分)

あらかじめ電話連絡により次頁の届け出先担当者の予定を確認のうえ、手続きに必要な書類を届け出先まで持参してください。なお、その場で新しい責任技術者証を手渡しすることから、原則として責任技術者本人が来所してください。代理人が来所する場合には、代理人の身分のわかるもの（運転免許証など）を提示していただきます。

持参する方については、新しい責任技術者証の作成中に最寄りの金融機関に振り込みをしていただくことも可能です。

○郵送する場合(交付時間 1週間程度)

手続きに必要な書類を『書留郵便』にて、次頁の届け出先まで郵送してください。手続き書類受領後、1週間程度で新しい責任技術者証を『書留郵便』にて返送いたします。なお、新しい責任技術者証が2週間以内に届かない場合には、届け出先担当までご連絡ください。

■届け出先

公益財団法人山梨県下水道公社 事務局業務担当 TEL055-263-2738

〒406-0046 山梨県笛吹市石和町東油川字北畑417番地（峡東浄化センター内）

受付時間 月曜日から金曜日の平日（祝祭日を除く）

午前 8 時30分～午後 5 時15分

－ 案 内 図 －



下水道排水設備工事責任技術者証書 再 交 付 申 請

公益財団法人山梨県下水道公社理事長 殿

平成 年 月 日

登録番号	第 号	
ふりがな		
氏 名	印	
生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日
住 所	〒	
電話番号	(自宅)	- -
	(携帯)	- -
勤 務 先	会社名	
	所在地	〒
	電話番号	- -
再 交 付 申請理由		

[添付書類等]

- ① 住所又は氏名の変更があった場合には次の書類（コピー不可）
住所変更：住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）
氏名変更：戸籍抄本
- ② 写真1枚
（縦3cm×横2.5cm、申請書提出日3箇月以内に撮影した無背景、正面、上三分身（おおむね胸から上）、脱帽で鮮明かつ人物が写真面に十分な大きさに写っているもの。デジタルカメラ撮影によるものは、証明写真専用撮影機と同等品質に限る。）
- ③ 再交付手数料3,000円の払い込みを証する書類（金融機関の受取書）又はその写し（右に貼り付けてください。）

再 交 付 手 数 料
振込金受取書貼付欄